

平成 30 年

郡山市教育委員会

4 月定例会議事録

## 平成 30 年 郡山市教育委員会 4 月定例会議事録

日 時	平成 30 年 4 月 26 日 (木) 午後 2 時 08 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長兼勤労青少年ホーム館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校管理課長補佐 総務課主任主査兼総務管理係長	野 崎 弘 志 早 崎 保 夫 馬 場 章 光 橋 本 裕 樹 熊 田 仁 大 越 総 黒 田 知 恵 子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆ かり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 村 上 文 生 高 山 良 勝 大 澤 修 一 小 野 貴 裕 古 川 誠
	書 記	佐 藤 齊

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
  - 議案第 13 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）
  - 議案第 14 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）
  - 議案第 15 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）
  - 議案第 16 号 郡山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定  
について
  - 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（訓令制定）
- 5 そ の 他
  - (1) 『本市における今後の通学区域等のあり方について』の提言について
  - (2) 「郡山市子ども条例」の制定について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長        只今から、郡山市教育委員会 平成30年4月定例会を開会いたします。  
                  本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は設立いたします。  
                  はじめに、私から、一言、申し上げたいと思います。既にご承知のとおり、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正」により、「教育委員長」と「教育長」を一本化した、いわゆる新教育委員会制度がスタートいたしました。本市においては、経過措置が満了する平成30年4月2日から新制度へと移行し、今般、私が新教育長に任命されたところであります。委員の皆様には改めてよろしくお願ひ申し上げます。

                  また、同日付けで教育長職務代理者として、阿部亜巳委員を指名いたしましたので、改めてご報告いたします。

                  新教育委員会制度移行後、初めての定例会である本日の定例会から、私が座長を務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

                  それでは会を進めてまいります。はじめに平成30年3月定例会の議事録の承認についてですが、何かご意見はございますか。

(なし)

教 育 長        それでは、これより採決いたします。

平成30年3月定例会の議事録については、配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長        ご異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から報告させていただきます。

今回は6件報告いたします。はじめに資料1であります。平成30年4月9日、郡山市小・中学校長会総会が開催され出席してまいりました。当総会において、小学校長会の会長に行健第二小学校の佐藤俊幸氏、中学校長会の会長に郡山第五中学校の阿部博氏、そして小・中学校長会の会長に阿部博氏、副会長に佐藤俊幸氏が選任されました。

次に、資料2であります。平成30年4月10日に県庁において平成30年度福島県市町村教育委員会教育長会議が開催され、教育総務課から原子力規制庁監視情報課まで、それぞれの部署から、平成30年度の県の重点施策について説明を受けてまいりました。本市といたしましては、これら県の教育施策を踏まえ、本市の教育施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、資料3であります。同じく4月10日に平成30年度福島県都市教育長協議会定期総会が開催され、私が会長に選任されました。また、東北都市教育長協議会の副会長に推薦されました。

次に資料4であります。4月11日に福島県市町村教育委員会連絡協議会の平成30年度第1回理事会が開催され、平成29年度の事業報告・決算、平成31年度の陳情・要望事項等について説明があり、審議してまいりました。また、役員の候補者等についても協議をしたところであります。さらに東北六県の市町村教育委員会連絡協議会の福島大会が平成31年度に開催され、会場は郡山市の予定であります。

次に、資料5であります。4月16日に文部科学省において、公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループのヒアリングがあり、私と大越生涯学習課長、総務課の大河原主査が出席してまいりました。当日はヒアリング団体として、本市のほか日本図書館協会、全国公民館連合会、枚方市、荒川区が、それぞれの実施状況等について報告をしてきたところであります。また、ワーキンググループからのヒアリングの前に、成人年齢を18歳に引き下げるにあたっての成人式の在り方等について、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、担当者等とフリートークで意

見交換を行ってまいりました。

最後に資料6についてですが、第69回東北都市教育長協議会定期総会・研修会が4月19日から20日にかけて石巻市で開催され、席上、私が副会長に選任されました。併せて、全国都市教育長協議会の常任理事に推薦されております。また、研修会で「慶長遣欧使節と石巻」という演題で、400年前に石巻で起こった大地震から復興するために、まちづくり、産業おこし等について見聞を深めることを目的に、海外に遣欧使節団を派遣したという話を聞いてまいりました。次の日には、現地視察もしてまいりましたが、今回の東日本大震災で大きな被害を受け、尊い命が失われた石巻市立大川小学校を視察しました。校舎は地震の際に破壊されたままの状態でありました。また、慰霊碑が設けられておりましたので、視察団一同、ご冥福をお祈りしてきたところであります。

今回の視察を経まして、明日の本市の校長会で、改めて子どもたちの命の大切さ等について話をさせていただきたいと考えているところであります。以上で報告を終わります。

それでは、議事に入ります。本定例会には、議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第14号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、議案第15号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、議案第16号「郡山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」が提出されております。特に非公開にすべきと考えられる案件も無いようですので、順次、審議に入ってまいります。

では、はじめに議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」について、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長     それでは、議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」について、ご説明いたします。平成29年度末専決補正予算についてであります。歳出予算ベースで一括してご説明いたします。専決補正予算につきましては、平成29年度の各課の事業費の確定に伴い各予算を減額補正するものであります。総務課につきましては、小学校屋内運動場耐震補強事業や橘小学校屋内運動場増改築事業、また、西田学園義務教育学校整備事業の確定に伴い259,511千円を減額するものであります。なお、耐震補強工事につきましては、平成29年度休校を除く全ての学校施設の耐震化が終了したことになります。次に生涯学習課につきましては、公民館耐震診断事業などの事業費確定に伴い5,670千円を減額するものであります。次に学

校管理課につきましては、個人積算線量測定事業などの事業費確定に伴い 7,089 千円を減額するものであります。次に学校教育推進課につきましては、小学校就学奨励援助事業などの事業費確定に伴い 19,472 千円を減額するものであります。次に総合教育支援センターについては、スクールカウンセラー配置事業などの事業費確定に伴い 977 千円を減額するものであります。

以上でございます。

教 育 長       委員の皆様、質問等ございますか。

(質問なし)

教 育 長       それでは、これより採決いたします。議案第13号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長       ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第14号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」について、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長       それでは、議案第14号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」について、ご説明いたします。郡山市教育委員会事務局等組織規則の一部改正についてであります。改正の要旨といたしましては、組織改編及び全庁的に推進すべき事項について組織や事務分掌の改正を行うとともに、西田学園義務教育学校等の設置に伴う規定を整備し、さらに、熱海多目的交流施設の開館に伴い、施設内に設置する施設の住所を定めるものであります。主な改正理由及び内容につきましては、記載のとおり4点あります。1点目は、平成30年4月1日付けの組織改編についてであります。ICT教育の推進体制の強化を図るため、学校教育推進課にICT教育係を設置するとともに、教育課程に係る情報教育という事務分掌の規定を整備するものであります。また、特別支援教育に関する事務を集約するため、学校教育推進課の事務の内、特別支援教育に関する事務を総合教育支援センターに移管するものであります。2点目は、全庁的に推進すべき事項であります。郡山連携中枢都市圏の取り組み、並びに平成30年2月1日のセーフコミュニティ認

証後のセーフコミュニティの継続的な取組みを推進するため、主管課である総務課及び学校管理課の事務に当該事務を規定するものであります。3点目は、西田学園義務教育学校等の設置に伴う規定の整備であります。西田地区の小学校5校及び中学校1校を統廃合し、西田学園義務教育学校を設置するため、統廃合する小学校及び中学校の規定を削除し、義務教育学校を規定に加えるものであります。また、西田学園義務教育学校に共同調理場を設置するため、共同調理場を規定に加えるとともに、文言整備を行うものであります。4点目は、熱海多目的交流施設の開館についてであります。5月14日に熱海多目的交流施設が開館する予定であることから、施設内に設置する熱海公民館及び中央図書館熱海分館の住所を定めるため、熱海公民館及び中央図書館熱海分館の住所を熱海一丁目1番地から熱海二丁目15番地の1に改正するものであります。施行期日については、平成30年4月1日としておりますが、熱海公民館及び中央図書館熱海分館住所の施行日については、開館予定であります平成30年5月14日としております。

説明は以上であります。

教 育 長        委員の皆様、質問等ございますか。

(質問なし)

教 育 長        それでは、これより採決いたします。議案第14号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長        ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第15号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」について、事務局の説明を求めます。

学校管理課長        それでは、議案第15号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」について、ご説明いたします。郡山市立小・中学校管理規則の一部改正についてであります。改正の要旨としては、平成19年7月の学校教育法の一部改正に伴い、副校長、主幹教諭等を置くことができるようになりました。本市においても平成30年度から副校長及び主幹教諭が配置さ

れたことから、法改正に合わせ学校管理規則の一部改正を行うものであります。また、平成 27 年 6 月の学校教育法の一部改正に伴い、新たな学校の種類として義務教育学校が規定され、本市においても「郡山市立西田学園義務教育学校」が平成 30 年 4 月に開校する運びとなりました。これに併せ学校管理規則の一部改正を行うものであります。主な改正理由及び内容についてであります。改正理由は、平成 30 年 4 月から郡山市立西田学園義務教育学校が開校したこと、さらには平成 30 年度から本市において、副校長及び主幹教諭が配置されておりますので、規則名の変更とともに規定の整備を行うものであります。具体的な内容については、規則名の変更として、これまでの「郡山市立小・中学校管理規則」を「郡山市立学校管理規則」に変更するものであります。規定の整備については、1つ目としては、義務教育学校の規定を加えること。2つ目としては、副校長の代決についての規定を加えること。3つ目としては、主幹教諭を置く場合の主任等についての規定を加えること。4つ目としては、西田学園義務教育学校の通称を「西田学園」と定めることであります。また、平成 29 年 1 月から福島県において、教職員に対しての介護時間の規定が追加されましたので、本市でも合わせて規定の整備をさせていただきました。施行期日については、平成 30 年 4 月 1 日としております。

以上であります。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(質問なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第15号「臨時代理による処理の承認を求めることについて(規則)」については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第16号「郡山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、議案第 16 号「郡山市立学校における学校運営協議会の設置等

に関する規則の制定について」、ご説明いたします。平成 29 年 3 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、学校運営協議会設置のための規則を制定するものであります。学校運営協議会については、学校運営及び学校運営に必要な支援について協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等による学校運営への参画、支援及び協力を促進し、互いの信頼関係を深め、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的として設置するものであり、本市においては本年度より、西田学園及び明健中学校区に設置したいと考えており、今回、必要な規則を制定するものであります。主な内容としては、学校運営協議会の主な 3 つの機能として、1 つ目は校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。2 つ目は学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができる。3 つ目は教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる、というものであります。施行期日については、平成 30 年 5 月 1 日としております。

以上であります。

教 育 長           委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員           教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる、ということではありますが、例えば、ある先生を辞めさせてくださいといった意見を言うことが出来るようになるということなのですか。

学校管理課長           例えば学校の課題として、ある学校において数学の学力が低いといったケースがあった場合に、学校全体として数学を強化して欲しいなどの要望等をさすものであり、個人の先生に対する良し悪しではなく、学校全体の課題をどう解決していくかということについての人事に対する意見や要望ということに捉えていただければと思います。

阿 部 委 員           この一文だけだと誤解が生じてしまう可能性があるのでは、運用に関してはきちんと説明が必要なのではないでしょうか。

学校管理課長           今後、丁寧に説明していきたいと考えております。

教 育 長           学校運営協議会の委員の任命は教育委員会であり、学校と地域、教育委員会が三位一体で学校運営を行っていくという形になりますので、学校課題解決に向けた建設的な意見の集約が出来るよう、また、誤解を招かないよう丁

寧な説明に努めていきたいと考えております。

その他、質問等ございますか。

藤田委員 秘密保持義務等が規定されているが、これに違反した際には、どのようになるのか。

学校管理課長 秘密保持義務違反をした委員は、同規則の第16条に規定しているように、委員解任ということになります。

藤田委員 プライバシー等の問題については、慎重に取り扱わなければならないと思います。また、地域のために意欲を持って集まった方々が、会議等で知りえた情報などを漏らしたことによりトラブルが生じ、地域において対立等が起きてはならないと思います。このようなことから、先程の任用の件同様、秘密保持義務についても具体例を示すなど、より丁寧に周知・説明をしていくことが大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

学校管理課長 今後、学校運営協議会の委員会開催の際に、より具体的な例を示しながら、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

学校教育部長 ただ今の件につきましては、同規則の第15条において、教育委員会は協議会の運営状況を的確に把握し、指導、助言を行うと規定しておりますので、学校運営協議会を設置して学校任せにするということではなく、教育委員会も積極的に携わっていくこととなりますので、委員ご指摘の事項等についても留意しながら進めてまいりたいと思います。

教育長 それでは、これより採決いたします。議案第16号「郡山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第4号「専決処分事項の報告について(訓令改正)」について、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長      それでは、報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」について、ご説明いたします。郡山市教育員会事務決裁規程の一部改正についてであります。改正の要旨であります。郡山市職員の退職管理に関する条例の制定、職員の旧姓使用制度の導入及び郡山市教育委員会事務局等服務規程の一部改正に伴い規定を追加するものであります。また、西田学園義務教育学校等の設置に伴う規定の整備を行うものであります。主な改正理由及び内容については4点あります。1点目の退職管理条例の制定であります。これは条例により退職職員の再就職情報の届出を義務付けたため、届出の受理に関することを追加し、教育総務部長の専決事項とするものであります。2点目の旧姓使用制度の導入についてであります。本市において旧姓使用制度を導入したため、旧姓使用の承認及び取消しに関することを追加し、総務課長の専決事項とするものであります。3点目の消防団員との兼職の際の手続きについてであります。法律の制定に伴う服務規程の改正により、消防団員との兼職について手続きを定めたため、今までの営利企業の従事等許可申請に替わり、兼職申請・許可となることから、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定による消防団員との兼職の承認に関することを追加し、教育総務部長の専決事項とするものであります。4点目の西田学園義務教育学校等の設置であります。義務教育学校及び共同調理場設置に伴う文言整備を行うものであり、小中学校（長）を学校（長）に、学校給食センター（所長）を中学校給食センター（所長）及び中学校第二給食センター（所長）とするものであります。施行期日としては、平成30年4月1日としております。

以上であります。

教 育 長      委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者      旧姓使用制度の導入について、対象となるのは教育委員会に属する市の職員という理解でいいのですか。現場、学校の先生は別ですか。

教育総務部次長      市職員が対象であり、郡山市立学校の先生は適用外であります。

以上であります。

阿部職務代理者      使用の承認及び取消しが総務課長の専決事項になるということですが、基本的には本人が希望すれば使用することが出来るようになるという理解でいいのですか。

教育総務部次長        特段の理由等がなければ、承認ということになります。ただし、法的な効力を有する業務などの場合には、使い分けなどが出てくると考えております。

教 育 長            それでは、これより採決いたします。報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長            ご異議なしと認めます。よって、報告第4号については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。はじめに、(1)『本市における今後の通学区域等のあり方について』の提言について、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長        (1)『本市における今後の通学区域等のあり方について』の提言について、ご説明いたします。これは去る4月18日に郡山市学校教育審議会会長から小野教育長へ提出された提言書の概要となっております。現在、本市では過小規模校、いわゆる児童生徒数が減少している学校と、逆に過大規模校、いわゆる児童生徒数が増加しマンモス化している学校が偏在している状況にあります。これらの現状を踏まえ、当審議会において平成28年7月から平成30年2月まで、特別委員会との合同会議も含めた10回の会議を開催、また先進地視察等の調査を行い、課題解決のために提言書を取りまとめたいただいたところであります。

当審議会においては、通学区域は地域の核及び拠点として生活に密着し、一体化していることから、少子高齢化時代における通学区域の持つ意味、果たす役割は極めて重要であり、通学区域の役割や先進地の現状等を踏まえた上で、できるだけ現行の通学区域に歪みを与えない方策が最も効果的であるとの結論に達し、特に過大規模校対策として学校選択制の一部導入を含めた通学区域の弾力的運用制度の創設を柱として、以下4点にわたり提言がなされたものであります。1点目については、本市における公立学校の適正規模・適正配置等計画策定を平成30年度中に早急に進めるべきである。2点目については、本市における通学区域(学区)の見直しについて、全市的な再編・見直しは行うべきではない。一部再編や見直しについては、「地域の総意と合意」を前提とし、それらを踏まえた要望があった場合に、過小規模校や過大規模校が生じないように検討することを原則とすべきである。3点

目、4点目については、通学区域の弾力的運用制度の創設等について、公共交通機関や100Mbpsに増強された教育系ネットワーク高速回線の有効活用も視野に入れて制度設計を行う必要がある。特に通学距離や通学時間については、安全な通学条件や通学手段の確保が必要であり、安全対策については十分配慮し、児童生徒の通学の負担を考慮すべきである、という提言でありました。この提言をもとに平成30年度、適正規模・適正配置等計画を策定するとともに、通学区域の弾力的運用制度の創設に向け進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

教 育 長           委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者           公立学校の適正規模・適正配置等計画の早急な策定について、審議会が当該計画の策定について審議しているわけではなく、計画は審議会の意見を伺って、これから策定するという理解でいいのですか。

学校管理課長           適正規模・適正配置等計画ですが、これまで本市には当該計画はありませんでした。例えば学校の統廃合等については、地域の総意のもとに実現されてきたという経過がございます。ただ今後、子どもの数が減少していくことが予想される中、小規模校・大規模校をどのように適正配置していくか、例えば複式学級が続いている学校の統廃合の問題や、上伊豆島小学校のように休校している学校のあり方等について、適正規模・適正配置の観点から計画を策定していきたいと考えております。

以上であります。

藤 田 委 員           過大規模校から過小規模校へ移行してもらえればベストであると思いますが、このためには公共交通機関の利用だけではなく、子どもたちや親御さんにとって何らかの望ましい事象を提供できる環境づくり、また特色ある学校づくり等が必要なのではないかと考えます。熱海を例にとれば、スケート場や今度オープンするフットボールセンターの存在を利活用し、それらに係る専門の先生を配置することや、市街地では合奏や合唱の取組みなどを積極的にPRするなど、それぞれのインセンティブの提案などが重要となると思います。その地域ならではの魅力的な提案により選択肢が増え、児童生徒の意向にも繋がると考えますので、それらの視点も持って取り組んでいただければと思います。

学校教育推進課長 審議会の中でも、委員と同様の意見が出されておりまして、特色ある学校づくりをしていかななくてはならないですし、行政側の支援、公平性、様々な視点を持って弾力的な運用制度の創設に向けて努めていかなければならないと考えております。

以上であります。

教 育 長 今後、計画策定に向け進めていくわけでありますが、策定のプロセスについても節目節目で、定例教育委員会に報告し、委員の皆様にもご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

それでは、次に（２）「郡山市子ども条例」の制定について、事務局の説明を求めます。

こども部次長 郡山市子ども条例についてご説明いたします。当該条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行している条例であります。詳細についてご説明いたします。

子どもに対する課題が多様化・複雑化する中、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現するために、子どもへの支援についての基本的な考え方（基本理念）、大人たちの責務、市が取り組む子ども支援の基本的な施策、子どもを第一に考えるまちづくりの推進について規定した「郡山市子ども条例」を制定したものであります。具体的な目的としましては、未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める郡山市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを目的とするものであります。具体的な子どもへの支援に関するイメージであります。まず、市の役割としては、基本的かつ総合的な施策の実施や財政上の措置、関係者が連携できる支援を行うというものであります。次に保護者の役割としては、子どもの最善の利益を第一に考え、愛情を持って養育することや、子どもが人間性・社会性を身に付け成長できるよう周囲の協力を得てより良い家庭環境を作ることなどを定めています。次に、市民等の役割として、子どもへの支援の重要性について関心を持ち、理解を深めることや、子どもへの支援に関する施策や取組みに協力することを定めています。次に、学校等関係者の役割として、子どもが主体的に「生きる力」を身に付けることができるよう支援することや、差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り安全安心を確保することを定めています。これまでも学校等では取組みを行ってきていただい

ておりますが、当該条例においては理念として改めて記載させていただき、条例に基づきより一層取り組んでいきたいと思います。次に、事業者の役割として、社会的な影響力と責任を意識し、子どもを支援する活動を行うことや、労働者が子どもと十分に接することができるようワークライフバランスに努めることを定めています。当該条例は子どもを第一に考えるまちづくりを進めるために制定した理念条例であるので、広く皆さんに周知し、浸透させていくことが重要であると考えております。そのようなことから、現在、各種総会等で周知活動に努めているところでありますが、今後、あらゆる機会を捉えて、より一層の周知、啓発に努めてまいる考えであります。

以上であります。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 説明の中でも話がありましたが、せっかくのすばらしい条例でありますので、事業者、保護者等、広く皆さんに周知できるようにしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

こども部次長 おっしゃるとおりであり、学校長会などで学校にも説明・周知させていただき、学校から保護者への周知等についても協力をいただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

教 育 長 委員の皆様、他に質問等はございますか。

(質問なし)

教 育 長 それでは続きまして、「6、各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	中央公民館	・市民学校「笑いヨガと骨盤体操」について
		・中央市民学校について
		・「はやまーぜ教室（春）」について
		・ユースカレッジ木曜クラブについて

2	中央図書館	・こどもの読書週間行事について
3	美術館	・アートカフェⅢについて
		・音楽×美術：映画上映会について
		・講師派遣事業：イースター・エッグアート講座について
		・所蔵品館外展示について
		・考古×美術：大安場古墳「こどもオリンピック」参加事業について
4	総合教育支援センター	・平成 29 年度不登校調査結果について

教 育 長      以上で、本定例会に提出された案件は以上であります。  
 その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

(なし)

教 育 長      ないようですので、郡山市教育委員会平成 30 年 4 月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後 3 時 44 分